



平成 30 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 九 電 工
代 表 者 名 代表取締役社長 西村 松次
(コード番号1959 東証第一部・福証)
問 合 せ 先 総 務 部 長 恒松 孝二
(TEL092-523-1691)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 90 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社グループにおける業容の拡大と今後の成長戦略を踏まえ、取締役会における監督機能の強化及び機動的な経営体制の構築を図るため、役付取締役として、新たに取締役副会長を定めることができる旨を追加するとともに、定款第 21 条（役付取締役および代表取締役）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (役付取締役および代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、会長および社長各1名を置くことができる。</p> <p>2 <u>会長および社長は、各自会社を代表する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、前項のほかに代表取締役若干名を選定することができる。</u> (2項および3項より移設)</p> <p>(1項より移設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役) 第21条 (2項へ移設のうえ見直し)</p> <p>(1項へ移設のうえ見直し)</p> <p>(1項へ移設のうえ見直し)</p> <p>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、会長、<u>副会長</u>および社長を置くことができる。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 27 日

以 上